

平成18年9月1日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
財 政 課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御 門		敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員 長		藤	家	恒	善
教 育 長		小 野 原		利	幸
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
同和对策課長兼生涯学習課参事		関		正	和
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ 瀬		健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 9 月 1 日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 4 議員提案第 1 号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則について
（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開会

○議長（小池幸照君）

おはようございます。開会に先立ちまして申し上げます。

議会としては、先例等申し合わせ事項で、議会における服装についての規定がありますが、今定例会においても、本日より会議場の上着の着用については、個人の裁量に任せたいと思います。

次に、職員の紹介をお願いします。

去る 7 月 24 日及び 8 月 1 日付の人事異動によりまして、課長級の異動がっております。鹿島市議会先例等申し合わせに従い、出村助役から紹介をお願いいたします。

○助役（出村素明君）

おはようございます。開会に先立ちまして、7 月 24 日付並びに 8 月 1 日付で部課長の人事異動が発令されておりますので、紹介をさせていただきます。

8 月 1 日付で財政課長に就任することになりました打上俊雄でございます。（「よろしくをお願いします。年度中途の異動ということで、議員の皆様方には非常に御迷惑をおかけすると思います。でも、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）（拍手）

なお、7 月 24 日付で教育次長兼庶務課長として藤田洋一郎が発令になっておりますけれども、本日、公務出張のため欠席をいたしております。紹介にかえさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

まず、報告をいたします。

去る 6 月 26 日に交通体系等特別委員会が開催され、提出されていた青木委員長の辞任届について、審査の結果、辞任が許可されました。

引き続き、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に寺山富子君、副委員長に福井正君が決定いたしました。

それでは、ただいまから平成18年鹿島市議会 9 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に20番松尾征子君、1 番徳村博紀君、2 番伊東茂君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日から 9 月21日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は21日間と決定をいたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の 9 月定例会に市長から報告 1 件、議案 8 件の提出がありました。報告事項及び議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成17年度に係る平成18年 5 月分、6 月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る 6 月の定例会において採択になりました意見書第 3 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し B S E の万全な対策を求める意見書、意見書第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、意見書第 5 号 W T O 農業交渉に関する意見書は、6 月23日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 3．議案の一括上程であります。

報告第 5 号及び議案第51号から議案第58号までの議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成18年9月市議会定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市における当面の行政課題と運営方針について申し上げます。

まず、ＪＲ長崎本線存続問題に関して御報告いたします。

この問題につきましては、さきの市長選の争点として、市民の皆様には十分考えていただき、その結果「ＪＲからの経営分離には反対」という市民の判断が出ました。このことを受けて私は市長５期目の就任に当たり、今後も引き続き、経営分離に反対を貫くことを市民の皆様にお約束をしたところであります。

私は、この問題に関して、佐賀県との協議を、県内に広げて、県民の皆様には新幹線長崎ルートは本当に必要なのか、ＪＲ長崎本線は沿線にどうして必要なのかといった議論を深めてもらいたいということで、公開討論会の開催を佐賀県に申し入れておりました。現在、事務レベルでの協議は続けており、１回目は佐賀市において開催することで合意はできているものの、公開討論会の内容などでかみ合わず具体的な開催のめどは立っておりません。

このような膠着した状況の中で、現在の「新幹線の着工の際には、並行在来線の経営分離について沿線自治体の同意が必要である。」という「ルール」を変えてでも着工できるよう仕組みを変更するような意見も出てまいりました。

しかし、これについて、佐賀県は、国の方針が変更になっても、我々並行在来線の全市町の同意が必要であるということを６月の佐賀県議会で改めて表明されました。

また、一昨年１２月９日に我々の経営分離に対する同意なしに、国に対して知事が経営分離の同意をしてしまわれましたが、同日、鹿島市と太良町の議員の皆様が県庁を訪問された際に、「沿線自治体の同意を得るまではくい一本打たせません」と発言されており、このことは、我々のみならず、県民全体への約束であり、その持つ意味は極めて重いものであります。

最近では、政府各省庁が８月末までに財務省に提出する次年度の予算要求いわゆる「概算要求」に盛り込まれることになりました。しかし、鹿島市としましては、昨年の８月に経営分離に同意をしないという結論を出しておりますので、何ら方針に変わりはありません。

８月になってから長崎県からもいろんな団体がＪＲ長崎本線の経営分離に同意をしていない鹿島市や江北町へ早期着工への理解を求める要望書を持って立て続けに来庁され、佐賀県や国土交通省への働きかけも活発になされました。

私は、当初、長崎県からの日程調整をしない一方的な来庁は公務の都合がつかず、面会をお断りしておりましたが、日程調整ができてお会いして意見交換をしてみると、要望書を持ってこられる方々でさえ、新幹線長崎ルートの実態、内容をほとんど理解されていないこと

を痛感しました。新幹線長崎ルートが開通しさえすれば、長崎県が発展し、西九州の浮揚につながると、そのように信じておられるようでした。このことは、長崎県においては、最初から建設ありきで新幹線長崎ルートの建設そのものについての議論がなされておらず、長崎県は長崎県民に対して新幹線長崎ルートの内容を正確に知らせていないのではないかと感じました。

長崎県の多くの県民の皆様は、現行の「のぞみ」や「ひかり」が、東京、大阪から直接、長崎まで来ると思われているようですが、現在、鹿児島ルートでさえ、山陽新幹線に乗り入れることができるのか見通しが立っていません。「特に東京までの直通はダイヤの過密さなどから難しい」とＪＲ九州の橋本新幹線計画室長は発言されています。このような状況の中で、果たして「のぞみ」や「ひかり」よりはるかに速度の遅い長崎ルートのフリーゲージトレインが、山陽新幹線に乗り入れることが可能なのか疑問に思います。ましてや、東京までの乗り入れは不可能だと思います。新幹線長崎ルートの費用対効果や経済波及効果は、フリーゲージトレインを全車両導入したと仮定すると、その効果は全国に波及すると分析されています。

しかし、佐賀県との協議の中で、フリーゲージトレインについて詳しく検証していくと、実際は、分析のようにではなく、仮に、一部を山陽新幹線へ乗り入れたとしても、その効果は、速度の遅いフリーゲージトレインでは、山口県の一部までしかなく、東京や大阪からは博多駅で乗りかえた方がはるかに早く長崎に着くことがわかりました。これでは、新幹線長崎ルートが開通したとしても、今より多くのお客様が、佐賀、長崎に来てくれるとは、到底考えられません。

これだけの巨大なプロジェクトが正確な情報提供がないままに進められて果たしてよいのか、深い疑問を感じます。整備新幹線建設には、必ず「光」の部分と「影」の部分が生じます。新幹線長崎ルート建設は、決してバラ色のプロジェクトではありません。むしろ実態を知れば知るほど「影」の部分になる私たち鹿島市民が、犠牲になってでも推進されるべきプロジェクトではないという思いがますます強くなります。

それぞれの県民が賛成側、反対側の意見を聞く機会を設け、内容、実態をしっかりと理解した上で、新幹線長崎ルート建設の是非が問われるべきだと思います。

佐賀県との公開討論会が開催できない現状では、ＪＲ長崎本線の経営分離に反対する私たちの考えや新幹線長崎ルートに対する疑問を県民の皆様知っていただく機会がありません。そこで、今回補正予算をお願いして、佐賀県がされたように、鹿島市でもＰＲ番組を作成し、県内のＣＡＴＶを通じて、私たちの考え、立場を県民の皆様訴えていきたいと考えています。

鹿島市にとっては、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、鹿島市民や佐賀県内の皆様はもとより、長崎県、またひいては全国の皆様からもたくさんの励ましの手紙や電話、

メールなどを以前にも増していただいております。民意は、建設着工に向いているとは思えません。それだからこそ、佐賀市での公開討論会やチャンスがあれば長崎県へもこちらから出向いてでも、佐賀県民や長崎県民、そして全国の皆様に私たちの主張を訴えていくことが必要であると思っております。

また、鹿島市議会6月定例会におきましても「長崎本線がJR九州の経営から分離されることに反対する決議」を賛成多数で可決いただき、力強い後押しとなっております。

今後もJR長崎本線の存続に向けて全力を挙げて取り組むことを改めてお約束いたします。

次に、当面の鹿島市の行政運営に対する取り組みについて申し上げます。

国のいわゆる「三位一体改革」により、地方交付税や国県の補助金等は縮減の一途をたどり、鹿島市に限らず全国の自治体にとって厳しい財政状況が続いています。この状況を踏まえて財政基盤を維持強化し、足腰の強い行財政運営を実現することを目的に、ことし2月に「鹿島市行財政改革大綱」を策定いたしました。平成18年度から5年間の計画で、自主財源の確保や経費の節減に努め、行政をスリム化することなどを柱に、折々の状況の変化を考慮に入れながら、確実に実施しております。

この大綱に沿い、今後も職員数は計画的に削減することとなり、給与面においても給与削減、各種手当の廃止や見直しなどを既に実施しています。このような中であって、職員はそれぞれの職務に対する責任感、問題意識、意欲を持ち懸命にやっております。このことはぜひ御理解をいただき、評価していただきたいと願っております。

これら行革大綱の各項目の確実な実施により捻出された財源を有効に活用し、地方自治体が担うべき役割やサービス水準の確保に努めてまいります。

鹿島市はこれまで、宿命的に水害対策に取り組む必要があり、これを克服するため財源の多くを割いてまいりました。これが、一定の成果を上げた後、おくれていた都市機能の強化を図るため、各種の大型事業に積極的に取り組み、一定の水準まで引き上げることができました。この整備のために、有利な起債事業を活用してまいりましたが、現在、これに対する元金償還が本格的に始まったために、公債費は若干、高い水準で推移しております。しかし、これも危険ラインを超えないよう計画的に起債の発行を調整してまいりました。その結果、平成12年度のピーク時には138億円あった市債残高は、平成17年度末には120億円に減少しております。平成17年度から今までの「起債制限比率」という指標に加え、新たに「実質公債費比率」という指標が設けられました。今後は、この指標が公債費に対する財政の健全さをはかるバロメータとなります。これは、一般会計だけでなく、公共下水道などの公営企業や一部事務組合も含めた公債費の「標準財政規模」に対する割合を示す指標で、危険ラインは18%とされていますが、鹿島市の場合は16.7%に抑えることができています。現在は、これらの大型事業が一段落しており、今後はハード事業とソフト事業とのバランスをとりながら、新規事業の厳選、既存事業の見直しを行い、起債の発行を抑制してまいります。

また、基金につきましても、安易に基金の取り崩しに頼ることなく、一定の残高を確保しております。今後も、こういった改革、改善の手を緩めることなく健全な行財政運営を続けたいと考えております。

次に、私の鹿島市政運営5期目のまちづくりのキーワードを「定住促進」と「交流人口の活用」として市政に取り組んでおりますが、「定住促進」の具体的な施策の一つである企業誘致の進捗状況について御報告いたします。

昨年、12月に太良町の食肉加工業の片山畜産食肉株式会社と進出協定を締結することができました。現在は、年内の操業開始を目指して新工場を浜地区に建設をされているところです。また、今年度は、清涼飲料水製造販売の株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀が小城市の工場を鹿島市へ移設されることになり、間もなく進出協定を締結する運びとなりました。今後、9月には起工式を行い、来年の1月には鹿島市において本格的な操業開始を予定されております。

そのほかにも進出の可能性のある企業2社と現在、交渉中であり、鹿島市への進出を積極的に働きかけているところでございます。

また、佐賀県から5月に「鹿島市企業立地促進特区」の指定を受けました。これを受け、担当部局におきまして、新たに企業誘致のプロジェクトチームを設置しており、特区のさまざまな優遇措置を佐賀県内外の企業に説明し、鹿島市への企業進出を積極的に働きかけ、組織的かつ戦略的に推進しているところであります。

今後も、企業誘致を積極的に推進し、雇用の安定と働く場所を確保することで「定住促進」を図り、活力あるまちづくりを実現していきたいと思っております。

最後に、まちづくりの二つ目のキーワードである「交流人口の活用」の一環として取り組んでいる浜・大村方地区の伝統的建造物群保存事業について申し上げます。

浜・大村方地区の酒蔵通り一帯や庄金地区など2地区が同時に、かねてから念願の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定され、7月に官報による選定告示がなされました。この地区を全国に向けてPRし、新たな観光資源として活用し、交流人口の増加と活用により活気をもたらすまちづくりを目指してまいります。この地区の保存と活用のために、三つの補助事業を活用しながら整備を進めております。

まず、「肥前浜宿街並み環境整備事業」により、住環境の整備を進めています。平成17年度は、来訪者や地域住民の憩いの場として酒蔵通小公園を整備いたしました。平成18年度は酒蔵通りの電柱について、景観を考慮して建物の裏側へ移設を行います。

次に、「伝統的建造物群保存対策事業」により、「伝統的町並み案内看板設置」や建築基準法の緩和条例の制定など平成19年度からの本格的な修理に向けて具体的に動き出します。今後は、伝統的建物の修理保存と活用により、浜・大村方地区の「伝統文化の薫りが漂うまちづくり」を進めてまいります。

次に、「佐賀県遺産保存事業」により、平成17年度から18年度の2カ年にかけて、酒蔵通りの「中島酒造場」倉庫の修復を行っております。完成後は、佐賀県遺産として登録された実績をもとに、保存地区内の修復モデルケースとして活用してまいります。

以上、9月市議会定例会の開会に当たり、鹿島市における当面の行政課題と運営方針について申し上げます。今後とも議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案いたしました補正予算案につきまして概略を御説明いたします。

まず、議案第56号 平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、緊急を要するものを初め、県営事業負担金などの事業確定に伴う経費の増減及び財源組み替え等について計上いたしており、予算の総額に478,890千円を追加し、補正後の総額を11,288,724千円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金、諸収入などを増額計上するとともに、有価証券売却収入11,000千円、平成18年度普通交付税の確定に伴い149,526千円、平成17年度決算剰余金として繰越金203,091千円などを追加計上いたしております。

歳出のうち主な事業として、投資的経費では、単独事業で、急傾斜崩壊防止事業に13,800千円、市営駅前駐車場整備事業に13,000千円などを計上しており、県営事業負担金として、広域営農団地農道整備事業、地域水田農業緊急整備事業、道路改築事業、都市計画街路事業に総額131,521千円を追加計上いたしております。

また、その他の事業の主なものとして、JR長崎本線存続活動の広報経費として5,000千円を追加し、生活保護費、保育所運営費、児童扶養手当などの扶助費128,603千円を増額計上いたしております。

なお、今回、平成18年度普通交付税と平成17年度決算剰余金の確定に伴う財源調整として、当初予算で財源不足のため財政調整基金からの繰り入れを予定していた3億円のうち、1億円の繰り入れを中止し、また、地方財政法第7条の規定により決算剰余金のうち110,000千円を財政調整基金への積立金として計上いたしております。

次に、議案第57号 鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、高額医療費共同事業の制度改正及び保険財政共同安定化事業の実施並びに平成17年度の精算等によるもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,624,590千円といたすものでございます。

歳入では、国庫及び県費の高額医療費負担金の減、財政調整交付金の減、財政安定化共同事業交付金の創設、平成17年度の精算による療養給付費交付金の増などがございます。歳出では、高額医療費拠出金の減、保険財政共同安定化拠出金の創設及び平成17年度の精算に伴う償還金の増などとなっております。

予算以外の議案につきましては、報告 1 件、決算認定 1 件、条例制定 1 件、条例改正 3 件、字の区域変更 1 件、合わせて 7 件となっております。これらにつきましては議案書にそれぞれ提案理由を掲げております。

なお、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議員提案第 1 号は、会議規則第 36 条第 2 項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第 1 号は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第 4 議員提案第 1 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 4. 議員提案第 1 号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第 1 号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議員提案第 1 号は、提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9 月 2 日から 9 月 4 日までの 3 日間は休会とし、次の会議は 9 月 5 日、午前 10 時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前 10 時 28 分 散会